

# 第11回石川町農業委員会総会議事録

1 招集年月日 令和5年10月18日(水) 午後1時30分

2 招集場所 石川町役場 3階 正庁兼議場

3 議案

(1) 議案第38号

農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

(2) 議案第39号

農地法第5条の規定による許可処分の取消願いに対する意見決定について

(3) 議案第40号

農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

(4) 議案第41号

荒廃農地に係る非農地判断の可否の決定について

出席委員

農業委員 7名

3番 永沼 善恵 4番 岩谷 金良 5番 野内 誠  
6番 大串 政一 7番 近内 貞夫 8番 泉 利夫  
9番 根本 常和

農地利用最適化推進委員 11名

11番 近藤 強 12番 佐川 正治 13番 添田 文彦  
14番 小針 淳一 15番 渡邊 健一 16番 伊藤良平次  
17番 小豆畑 元 18番 添田 健 19番 円谷 和司  
20番 近内 壽夫 21番 矢内 常男

欠席委員 1番 黒崎 佳奈 2番 鈴木 義延 22番 福田 正三

事務局

農地管理係長  
書記

岸浪 正徳  
会田 勇輝

・議 長 本日の出席は7名です。定足数に達しておりますので、只今より第11回石川町農業委員会総会を開きます。

議事録署名人の選出ですが、議長指名でご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議ないものと認め、6番 大串正一委員、7番 近内貞夫委員を指名いたします。

---

(1) 議案第38号

農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

・議 長 議事に入ります。議案第38号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

・農地管理係長 (議案朗読)

只今、説明しました農地法第3条第1項番号1から番号5につきまして、農地法第3条第2項の不許可要件に該当していないことを報告いたします。

なお、農地法第3条第1項番号2の申請者 株式会社〇〇〇〇については、農地所有適格法人の要件を満たしていることを報告いたします。

・議 長 農地法第3条第1項番号1を調査されました岩谷金良委員に報告を求めます。

・岩谷金良委員 農地法第3条第1項番号1を調査した結果を報告いたします。

令和5年10月10日、午後2時より、譲渡人遠藤太氏、最適化推進委員の小針淳一氏、添田文彦氏、および私の計4人で調査しました。

申請地は、〇〇〇〇付近の県道〇〇〇〇号〇〇〇〇線を挟んだ向かい側で〇〇〇〇番、地目田の〇〇〇〇㎡です。

申請理由は、道路買収により狭小な農地になってしまったため、隣地耕作者の〇〇〇〇氏に売却し、一枚の農地として利用してもらうためです。

以上、調査した結果、この案件は問題ありませんので、皆様、ご審議のほど、よろしく申し上げます。

・議 長 只今報告のありました農地法第3条第1項番号1の件について、何かご

意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

・議 長 異議のないものと認め、議案第38号 農地法第3条第1項番号1について承認するものと決定いたします。

・議 長 続きまして、農地法第3条第1項番号2を調査されました岩谷金良委員に報告を求めます。

・岩谷金良委員 農地法第3条第1項番号2を調査した結果を報告いたします。

令和5年10月10日、午後1時30分より、譲受人の〇〇〇〇氏、最適化推進委員の小針淳一氏、添田文彦氏、および私の計4人で、調査しました。

申請地は、県道〇〇〇〇号〇〇〇〇線を〇〇〇〇方面へ向かい、大字〇〇〇〇にある〇〇〇〇より〇〇〇〇先の譲渡人の〇〇〇〇氏宅があります。その手前から左折し、農道を約300m進んだ所の〇〇〇〇番、地目畑の〇〇〇〇㎡と〇〇〇〇番、地目畑の〇〇〇〇㎡です。

申請理由は、現在行っている〇〇〇〇製造業を法人化し売上増加を図るため、また、取得する畑では、現在外部業者より購入している〇〇〇〇を栽培することによりコストを抑えることが出来るためです。

周辺は、山林および耕作放棄地となっており影響はないと思われま

す。以上、調査した結果、この案件は問題ありませんので、皆様、ご審議のほどよろしく申し上げます。

・議 長 只今報告のありました農地法第3条第1項番号2の件について、何かご意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

・議 長 異議のないものと認め、議案第38号 農地法第3条第1項番号2について承認するものと決定いたします。

・議 長 続きまして、農地法第3条第1項番号3を調査されました野内誠委員に報告を求めます。

・野内誠委員 農地法第3条第1項番号3を調査した結果を報告します。

10月10日、午後3時15分より、譲渡人の〇〇〇〇さん、譲受人の〇〇〇〇さん、最適化推進委員の佐川正治さん、と私の4人で行いました。

場所は、県道〇〇〇〇線を〇〇〇〇方面に向かい、〇〇〇〇m先を左折し、さらに約〇〇〇〇m先を左折し、〇〇〇〇m先右側の〇〇〇〇番の〇〇〇〇で、〇〇〇〇㎡です。

申請理由としましては、この土地は、〇〇〇〇さん名義ですが、換地の時の錯誤で、〇〇〇〇さんが自分の土地と思い込み、水田として稲作を続けています。

〇〇〇〇さん名義の土地は、道を挟んだ字〇〇〇〇番です。

字〇〇〇〇については、番号4の報告で説明します。

面積もほぼ同じなので、交換登記することで今後も稲作を続けていけるので、申請することになりました。

以上、この案件は問題ありませんので、皆様、ご審議のほど、よろしくお祈りします。

・議 長 只今報告のありました農地法第3条第1項番号3の件について、何かご意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

・議 長 異議のないものと認め、議案第38号 農地法第3条第1項番号3について承認するものと決定いたします。

・議 長 続きまして、農地法第3条第1項番号4を調査されました野内誠委員に報告を求めます。

・野内誠委員 農地法第3条第1項番号4を調査した結果を報告いたします。

令和5年10月10日、午後3時より、譲渡人の〇〇〇〇さん、譲受人の〇〇〇〇さん、最適化推進委員の佐川正治さん、と私の4人で行いました。

場所は、県道〇〇〇〇線を〇〇〇〇方面に向かい、〇〇〇〇の字〇〇〇〇番の〇〇〇〇㎡です。

申請理由としましては、この土地は〇〇〇〇さん名義ですが、換地の時の錯誤で、〇〇〇〇さんが自分の土地と思い込み、りんご栽培者に貸してあり、現在は果樹園になっております。

〇〇〇〇さん名義の土地は、道を挟んだ字〇〇〇〇番です。

面積もほぼ同じなので、交換登記することで、りんご栽培者にも影響を及ぼすことがないので、申請することになりました。

字〇〇〇〇番については、番号３の報告で説明しています。

以上、この案件は問題ありませんので、皆様、ご審議のほどよろしくお願ひします。

・議 長 只今報告のありました農地法第３条第１項番号４の件について、何かご意見等ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

・議 長 異議のないものと認め、議案第３８号 農地法第３条第１項番号３について承認するものと決定いたします。

・議 長 続きまして、農地法第３条第１項番号５を調査されました近内貞夫委員に報告を求めます。

・近内貞夫委員 農地法第３条第１項番号５の許可申請につき現地調査した結果を報告いたします。令和５年１０月１０日、午後２時３０分より、大字〇〇〇〇字〇〇〇〇番の現地に集合し、出席者は耕作者の〇〇〇〇氏、農地利用最適化推進委員の円谷和司さん、近内壽夫さんと私の４名で現地確認しました。

当該地は〇〇〇〇線より北へ〇〇〇〇mの地点左側に位置します。

譲渡人 〇〇〇〇 大字〇〇〇〇字〇〇〇〇番地

譲受人 〇〇〇〇 大字〇〇〇〇字〇〇〇〇番地

土地 地番 大字〇〇〇〇字〇〇〇〇番地

地目 登記簿 田、現況畑、地積〇〇〇〇㎡です。

本件農地を譲受人に贈与し、譲受人は農業の利便性を図るため、今回の申請となりました。この案件は特に問題ないと思われまますので、委員各位のご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

・議 長 只今報告のありました農地法第３条第１項番号５の件について、何かご意見等ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

・議 長 異議のないものと認め、議案第３８号 農地法第３条第１項番号５について承認するものと決定いたします。

---

## （２）議案第３９号

農地法第５条の規定による許可処分取消願ひに対する意見に

ついて

- ・ 議長 次に、議案第39号 農地法第5条規定による許可処分取消願に対する意見決定についてを議題といたします。  
事務局の説明を求めます。
  - ・ 農地管理係長 (議案朗読)  
只今説明しましたものは、資材置き場及び仮設トイレとして、転用許可を受けたものでございます。
  - ・ 議長 只今説明のあったこの件について何かご意見等ございませんか。  
(「異議なし」の声あり)
  - ・ 議長 異議のないものと認め、議案第39号 農地法第5条の規定による許可処分取消願に対する意見決定について承認するものと決定いたします。
- 

### (3) 議案第40号

農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

- ・ 議長 次に、議案第40号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてを議題といたします。  
事務局の説明を求めます。
- ・ 農地管理係長 (議案朗読)  
農地法第5条第1項番号1についてですが、事業計画者は一般住宅用敷地を目的とし今回の申請に至っております。なお、申請地は第3種農地です。  
農地法第5条第1項番号2についてですが、事業計画者は植林敷地を目的とし今回の申請に至っております。なお、申請地は第2種農地です。  
農地法第5条第1項番号3についてですが、事業計画者は太陽光発電施設用地を目的とし今回の申請に至っております。なお、申請地は第2種農地です。  
農地法第5条第1項番号4についてですが、事業計画者は一般住宅用敷地を目的とし今回の申請に至っております。なお、申請地は第3種農地です。  
農地法第5条第1項番号5についてですが、事業計画者は一般住宅用敷

地を目的とし今回の申請に至っております。なお、申請地は第1種農地です。

農地法第5条第1項番号6についてですが、事業計画者は一般住宅用敷地を目的とし今回の申請に至っております。なお、申請地は第1種農地です。

農地法第5条第1項番号7についてですが、事業計画者は一般住宅用敷地を目的とし今回の申請に至っております。なお、申請地は第1種農地です。

・議長 農地法第5条第1項番号1を調査されました岩谷金良委員に報告を求めます。

・岩谷金良委員 農地法第5条第1項番号1の件を調査した結果を報告いたします。

令和5年10月10日、午後3時より、荒木事務局長、岸浪係長、譲受人の〇〇〇〇夫妻、代理人の〇〇〇〇氏、最適化推進委員の小針淳一氏、添田文彦氏及び私の計8人で調査しました。

申請地は、〇〇〇〇線の大字〇〇〇〇字〇〇〇〇地内にある店前の県道を挟んだ向かい側に位置する、大字〇〇〇〇字〇〇〇〇番、地目畑の〇〇〇〇㎡で、利用状況は休耕地です。

申請理由は、現在の住宅の老朽化が進んでおり、先の震災で建て替えが必要であるとの診断を受けています。現住宅を解体し、住宅建設を検討しましたが、現住宅が県道に面し建築されており、トラック等の大型車両の通行も多く危険があることや三方が住宅に囲まれていることから、現在の住宅も含め、隣接地にある今回の申請地に一般住宅を計画しました。

北側に畑がありますが、距離を離し、住宅を建設することから日照等の影響はなく、また、三方が宅地や県道であるため、農地への影響はありません。

水道は町水道より給水し、雨水処理については、自然透水及び東側道路の既存側溝へ流下し、また汚水は合併浄化槽で処理します。

なお、一般住宅の最大有効面積500㎡までではありますが、今回の案件は、住宅前に県道が面し危険であることや三方が住宅等に囲まれていること、さらに申請農地の面積も狭く使いにくいなどの理由があることから500㎡を超えた計画となっておりますが、事前に県へ相談し転用が可能との



回答をいただいています。

以上、調査した結果、この案件は問題ありませんので、皆様方、ご審議のほどよろしくおねがいたします。

・議 長 只今報告のありました農地法第5条第1項番号1の件について何かご意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

・議 長 異議ないものと認め、議案第40号 農地法第5条第1項番号1に対する意見決定について承認するものと決定いたします。

・議 長 続きまして、農地法第5条第1項番号2を調査されました泉利夫委員に報告を求めます。

・泉利夫委員 令和5年10月10日、午後4時より、譲渡人の〇〇〇〇さん、荒木事務局長、岸浪係長、最適化推進委員の小豆畑元さん、伊藤良平次さんと私の6名で、字〇〇〇〇番、地目畑の〇〇〇〇㎡を調査しました。

場所は、〇〇〇〇から〇〇〇〇mほど〇〇〇〇側に向かい踏切方向に左折し踏切を渡り、〇〇〇〇方面に1.5km進んだ〇〇〇〇道右側に位置します。

転用の目的は、譲受人は当該地の周辺山林を買受けて育林することになりましたが、育林作業を行う上で町道からの出入口として当該地が不可欠となっています。一方、当該地は、農業生産効率が悪く、耕作してくれる人も見つからないで休耕地となっています。そこで、当該地を買受けてヒノキを植林し、周囲の山林と一体で管理し育林作業の便を図りたいことから、今回の申請に至りました。

なお、植林することにより周辺農地に影響を与えることはありません。

以上、調査した結果、この案件は問題ありませんので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

・議 長 只今報告のありました農地法第5条第1項番号2の件について何かご意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

・議 長 異議ないものと認め、議案第40号農地法第5条第1項番号2に対する意見決定について承認するものと決定いたします。

・議 長 続きまして、農地法第5条第1項番号3を調査されました近内貞夫委員

に報告を求めます。

- ・近内貞夫委員 只今報告のありました農地法第5条第1項番号3の許可申請の件につき現地調査した結果を報告いたします。

令和5年10月10日、午後3時30分、大字〇〇〇〇字〇〇〇〇33番の現地に集合し、出席者は譲渡人〇〇〇〇氏、譲受人〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇氏兩名の代理人〇〇〇〇氏、荒木事務局長、岸浪係長、農地利用最適化推進委員の円谷和司さん、近内壽夫さんと私の6名で現地確認をしました。

当該地は役場より〇〇〇〇線を北へ〇〇〇〇mの地点〇〇〇〇入口より〇〇〇〇号線を北へ〇〇〇〇mの地点左側に位置します。大字〇〇〇〇字〇〇〇〇番、地目田の〇〇〇〇㎡の土地で、現況は休耕地です。

転用目的は、太陽光発電設備の建設です。東側は町道に隣接し、北側と南側には休耕水田があります。太陽光発電設備の高さが2.5m程度であるため、日照等の影響はありません。雨水は地下浸透及び町道西側の既存の側溝に排出するため周辺農地への影響はありません。この案件は特に問題ないと思われまますので委員各位のご審議をよろしくお願いいたします。

- ・議長 只今報告のありました農地法第5条第1項番号3の件について何かご意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ・議長 異議ないものと認め、議案第40号 農地法第5条第1項番号3に対する意見決定について承認するものと決定いたします。

- ・議長 続きまして、農地法第5条第1項番号4を調査されました岩谷金良委員に報告を求めます。

- ・岩谷金良委員 只今報告のありました農地法第5条第1項番号4の許可申請の件につき現地調査した結果を報告いたします。

10月10日、午後3時より、荒木事務局長、岸浪係長、譲受人〇〇〇〇〇〇〇氏、最適化推進委員の小針淳一氏、添田文彦氏氏及び私の計6人で現地を確認しました。

申請地は、〇〇〇〇道〇〇〇〇号線〇〇〇〇線、〇〇〇〇の交差点を〇〇〇〇〇〇〇〇〇方面へ〇〇〇〇m行ったところの交差点を左折し、約〇〇〇〇m行った右側の大字〇〇〇〇字〇〇〇〇番の地目田の〇〇〇〇㎡です。

転用の目的は、一般住宅建築〇〇〇〇㎡、駐車場〇〇〇〇㎡、通路〇〇〇〇㎡、庭㎡、法面㎡です。

申請理由は、現在、〇〇〇〇市の賃貸アパートに家族４人で生活しておりますが、子どもも増え手狭になってきたため、また、実家の近くに住宅を建築することにより、未就学の子どもを見てもらうことが可能となることや、将来は両親の介護がしやすい環境となるため、今回の申請に至りました。

周りは、南側と西側は水田であり、東側は休耕田となっておりますが、いずれの所有者からも承諾は得ています。

取水は町水道、雨水は自然透水とし、汚水は合併処理浄化槽により処理し、北側道路側溝で排水します。なお、水利組合には承諾を得ています。

この案件は問題ありませんので、皆様、ご審議のほどよろしくお願ひします。

・議 長 只今報告のありました農地法第５条第１項番号４の件について何かご意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

・議 長 異議ないものと認め、議案第４０号 農地法第５条第１項番号４に対する意見決定について承認するものと決定いたします。

・議 長 続きまして、農地法第５条第１項番号５を調査されました野内誠委員に報告を求めます。

・野内誠委員 農地法第５条第１項番号５の許可申請の件につき現地調査した結果を報告いたします。

調査日は１０月１０日、午後２時より、荒木事務局長、岸浪係長、〇〇〇〇設計の小宮氏、農業委員の根本常和さん、最適化推進委員の佐川正治さん、近藤強さんと私の７人で現地を確認しました。

場所は、〇〇〇〇線を〇〇〇〇方面に向かい、〇〇〇〇交差点を右折し、大字沢井字〇〇〇〇番の〇〇〇〇㎡です。

転用の理由は、申請人は、現在、町営住宅に住んでいますが、子ども３人の成長に伴い手狭になり、住宅建築を計画しました。勤務地の〇〇〇〇村にできるだけ近い大字〇〇〇〇地区で候補地を検討しました。

当該地は、農地と集落が混在する地域で、転用することにより、近隣に

及ぼす支障は少ないと思料し、選定しました。

土砂流出等の防止のため北側、東側及び南側の造成法面は芝張り施工し、法下に側溝及び土留めブロックを施工します。

雨水は敷地内に設置する雨水桝にて集水し、敷地西側の町道側溝に流します。生活雑排水は合併浄化槽を設置し、浄化排水を敷地西側の町道側溝に流します。周辺農地への日照等について問題になることはありません。取水は、石川町管理道路内の既設水道本管より申請地に引き込み、供給を受ける計画です。

以上、この案件は問題ありませんので、皆様方、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

- ・議 長 只今報告のありました農地法第5条第1項番号5の件について何かご意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ・議 長 異議ないものと認め、議案第40号 農地法第5条第1項番号5に対する意見決定について承認するものと決定いたします。

- ・議 長 続きまして、農地法第5条第1項番号6を調査されました野内誠委員に報告を求めます。

- ・野内誠委員 只今報告のありました農地法第5条第1項番号6の許可申請の件につき現地調査した結果を報告いたします。

調査日は10月10日、午後2時20分より、荒木事務局長、岸浪係長、大栄設計技研の宮古氏、農業委員の根本常和さん、最適化推進委員の佐川正治さん、近藤強さん、と私の7人で現地を確認しました。

場所は、〇〇〇〇線を〇〇〇〇方面に向かい、〇〇〇〇交差点を右折し、約〇〇〇〇m先を右折し大字沢井字後原119番7の496㎡です。

転用の理由は、申請人は現在、〇〇〇〇町から避難し、妻の石川町の両親宅に同居しています。今般、帰還を諦め、3人の子どもの成長に伴い自己住宅建築を計画しました。

妻の両親に子育ての支援を受けるため、大字〇〇〇〇地区で候補地を検討しました。当該地は、農地と集落が混在する地域で、転用することにより近隣に及ぼす支障は少ないと思料し、選定しました。

土砂流出等の防止のため敷地東側及び南側の造成法面は張芝施工し、法下に側溝及び土留めブロックを施工します。

雨水は敷地内に設置する雨水桝にて集水し、敷地西側の道路側溝に流します。生活雑排水は合併浄化槽を敷地し、浄化排水を敷地西側の町道側溝に流します。周辺農地への日照等について問題になることはありません。取水は、石川町管理道路内の既設水道本管より申請地に引き込み、供給を受ける計画です。

以上、この案件は問題ありませんので、皆様方、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

・議 長 只今報告のありました農地法第5条第1項番号6の件について何かご意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

・議 長 異議ないものと認め、議案第40号農地法第5条第1項番号6に対する意見決定について承認するものと決定いたします。

・議 長 続きまして、農地法第5条第1項番号7を調査されました野内誠委員に報告を求めます。

・野内誠委員 只今報告のありました農地法第5条第1項番号7の許可申請の件につき現地調査した結果を報告いたします。

10月10日、午後1時30分より、荒木事務局長、岸浪係長、金沢和則行政書士、譲渡人の〇〇〇〇さん、農業委員の根本常和さん、最適化推進委員の佐川正治さん、近藤強さんと私8人で確認しました。

場所は、〇〇〇〇号線を〇〇〇〇方面へ向かい、〇〇〇〇橋を右折し約〇〇〇〇m先右の大字〇〇〇〇字〇〇〇〇番の〇〇〇〇m<sup>2</sup>です。

申請人夫婦は、現在、夫の父、夫の姉、子ども2人の計6人で住んでおりますが、作りが古く、プライバシーに配慮した子ども部屋の確保が困難なこともあり、新たに住宅を建築することにしました。

住宅建築に適した土地を探していたところ、実家の南側に父所有の土地があり、無償で借り受けることが出来ます。

北側及び西側の隣地及び南側の道路とほぼ平坦で、土砂流出等の恐れはありません。生活雑排水は合併浄化槽にて処理後、南側道路の既存U字溝に流します。雨水は、地下浸透及び南側の既存のU字溝に流します。農業

用排水施設に支障を及ぼす恐れはありません。

住宅を建築することによって周辺農地への日照等について問題のなることはありません。

以上、この案件は問題ありませんので、皆様方、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

・議 長 只今報告のありました農地法第5条第1項番号7の件について何かご意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

・議 長 異議ないものと認め、議案第40号農地法第5条第1項番号7に対する意見決定について承認するものと決定いたします。

---

#### (1) 議案第41号

荒廃農地に非農地判断の可否の決定について

・議 長 次に、議案第41号 荒廃農地に係る非農地判断の可否の決定についてを議題とします

事務局の説明を求めます。

(朗読説明) ※ 朗読説明終了後、「スライド画像」を確認。

・議 長 只今説明のありました荒廃農地判断の可否の決定について、一括で審議することに何かご意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

・議 長 それでは、荒廃農地に係る非農地判断の可否の決定について何かご意見等ある場合は議案書の番号を延べてから発言されますようお願いいたします。

ご意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

・議 長 異議ないものと認め、議案第41号 荒廃農地に係る非農地判断に対する意見決定の件について番号1～番号33を一括して承認するものと決定いたします。

以上で本日提案されました議案は、すべて終了いたしました。これで本日の会議を閉じます。

午後2時45分

この議事録は書記が作成したもので、その内容に相違ないことを証するため署名する。

令和5年10月18日

石川町農業委員会

石川町農業委員会長 \_\_\_\_\_

議事録署名人 6番 \_\_\_\_\_

7番 \_\_\_\_\_